

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 三 宅
日 時	平 成 2 6 年 6 月 2 7 日 (金 曜 日)	開 議	午 前 1 1 時 2 0 分
		閉 議	午 後 1 2 時 0 5 分
出 席 委 員	湊 藤本 並河 中村 菱田 中澤 石野 馬場 < 明田議長 小島副議長 >		
出 席 理 事 者			
出 席 事 務 局	藤村局長、山内次長、阿久根副課長、山崎係長、三宅主任		
傍 聴 者	市 民 名	報 道 関 係 者 名	議 員 1 名 (井 上)

会 議 の 概 要

1 1 : 2 0

開議（湊委員長あいさつ）

[事務局 局長より日程説明]

1 議会基本条例の見直しについて

(1) 検討スケジュール

[事務局 別紙スケジュール案に基づき説明]

< 湊委員長 >

今後の進め方については、別紙案に基づき進行していきたい。まず次回以降の開催日程について先に決定しておきたい。

[各委員 日程調整]

< 湊委員長 >

次回は7月18日(金)及び7月22日(火) 両日とも13時30分から開催し、各項目の検討を引き続いて行うこととする。 < 了 >

本日は、第1章から第2章、第5条までの検討を行う。

(2) 見直しの検討

[事務局 別紙検討項目一覧に基づき説明]

第1章 総則（第1条～第2条）

・ 第1条（目的）

< 湊委員長 >

特に見直すべき意見等はなかった。このままとする。 < 了 >

・ 第2条（議会の役割）

< 事務局 >

「意思決定機関」に係り、議会は、議案等の審議や審査、政策の立案等を行い、最終的に意思決定を行う合議制の議事機関であることから、その特性を示す「議事機関」を用いて「市の意思決定を行う議事機関」としてはどうかという趣旨である。憲法には議事機関として議会を設置すると規定されている。15期当初の議員研修

における講師からの指摘、議会改革推進特別委員会において議会基本条例に基づく議会のあり方を検討した際に出た意見等を踏まえ、議会の審議機能等を強調する意図により、今回の検討事項として提案したものである。

< 湊委員長 >

そのように改正を行いたいと思うがどうか。 < 了 >

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第5条）

・第3条（議会の活動原則）

< 事務局 >

第5号について検討事項としている。「市長等と議員が対論する場となるよう努めること」の趣旨がわかりにくいのではないかと公明党議員団から意見がだされたが、第5号の趣旨は、議員が市民と交流・意見交換し、市長等と相対・対抗して議論ができる場となるよう議会は努めることである。しかし、議会は市長と対論するばかりではない。「議会は、市民意見を的確に把握し、市長等との議論を通じて、より良い施策の実現につながるよう努めること」を活動原則として、議会の政策・合意形成を意図した趣旨に見直してはどうか提案したものである。

< 馬場委員 >

「対論」は、基本条例の中心をなす2元代表制を強調した表現であり、「対論」を外せば、基本条例の骨が抜けるようなものである。改正案の「市長等との議論」を「市長等との対論」とし、一般的な議論ではないことを強調したうえで、提案の趣旨に改めてはどうかと考える。

< 中澤委員 >

公明党から出された意見は、「対論」がわかりにくいためにもっとわかりやすい表現に改めてはどうかということではないのか。

< 藤本副委員長 >

「市長等及び議員が対論する」について、議員が市長等と対論することなのかわかりにくいという趣旨である。馬場委員の意見によれば、本来の趣旨が損なわれない。

< 湊委員長 >

見直しの趣旨を尊重する中で、改正案のうち「市長等との議論を通じて」を「市長等との対論を通じて」に修正することでどうか。 < 了 >

・第4条（議会の活動原則）

< 湊委員長 >

特に見直すべき意見等はなかった。このままとする。 < 了 >

・第5条（会派）

< 事務局 >

会派の定義は、本規定に根拠をおいているが、「同一の理念を共有する議員で構成し、活動する」というだけでは、会派の意義・役割が不明確ではないかと感じる。会派は、第4条に定める議員活動の支援、政策形成等に資する調査研究、会派間の調整や円滑な議会運営等、重要な役割を果たしており、さらにその強化を図るためにも、会派の役割を明記し、市民に向けてもその存在意義を示せるものとなるよう、見直しを提案したものである。

< 馬場委員 >

改正案の例示としては、各号に列記する方がわかりやすい。

< 湊委員長 >

改正ありきで議論しているものではない。他の意見は。

<馬場委員>

現規定の「活動する」には、議会の中だけの活動だけでなく、外で対市民的に色々な活動を行っている。その活動の範囲を細かく規定すると複雑になるため、現行のままでもよい。

<中澤委員>

活動の具体化という趣旨であろうが、会派間の調整を行うことまで規定するのは少し書きすぎではないかという気がする。

<石野委員>

現行のままのほうがあっさりしている。会派とは何かという時には調べて分かったらよいものと思うが、条例で規定しなければならないようになっているのか。

<事務局>

制定時の検討では、会派の活動を限定的に捉えない総合的な部分を考慮して「活動する」とまとめられた経過がある。それでは、会派はどういう役割を担っているのかという部分を敢えて明示することによって、会派制をとっている亀岡市議会としての機能強化につながるのではないかという提案である。

<馬場委員>

共産党議員団は、今朝もJR4駅で街宣したが、これは会派の活動である。それぞれの会派で様々な活動があるから、それを固定化することはないと思う。

<湊委員長>

提案の趣旨は当然のことであるが、それをわざわざ改正して追加せずとも、会派の中でそれぞれその思いをもって活動しているとの意見により、今回はこの条項は改正しないことに結論付けたいがどうか。

<馬場委員>

会派の規定に係る指摘等はあるのか。

<事務局副課長>

平成22年の制定以降、一定の期間が経過する中、もう一度、議会の基本的な姿勢を見直そう、そして亀岡市議会にとってふさわしい基本条例となるよう、必要なことを盛り込みたいといった思いにより、色々と提案をしたものである。その中で、会派に関しては、規定するところがないので、市民に向けてもこういう活動をするのが会派であるということを規定化しようとする提案であるが、ここに入れるべきではないという判断であれば、運用基準等で今後整理していければと考える。

<菱田委員>

亀岡市議会としては、会派制の中で特に問題等生じておらず、それぞれの会派の趣旨で活動しているので、現行のままでもよいと思うが、改正案は、会派のあり方として指標となるものであるので、運用基準の中に明記してはどうか。

<湊委員長>

菱田委員から提案のあった運用基準への明記について、そのように取り扱うことに異議はないか。 <了>

本日の検討は以上とし、第3章以降の検討は次回引き続き行う。

2 その他

<明田議長>

スタジアム建設計画に関して、先般、京都府議会の知事答弁に係る新聞報道があり、それに関連して政策推進室から、今後のスケジュール等の報告を行いたいとの申し

入れがあったので、全員協議会を開催したいと考えている。

< 事務局長 >

7月7日(月)午前11時から、内容は、京都・亀岡保津川公園の事業内容やスケジュール、アユモドキ生息環境実証実験の経過報告、京都スタジアム(仮称)建設スケジュールの変更について、以上3点を主な内容として、報告を受けていただくことを予定しており議長が招集する。よろしく願います。

< 湊委員長 >

先ほどの全員協議会において、定数・報酬の素案に係り、議論のあった内容を表記すべき等々の意見があった。その取り扱いを協議したい。わかりやすくしたものをペーパーで配付してはどうかと思うがいかがか。

< 石野委員 >

委員長の読み上げた報告を配付することで足るのでは。

< 馬場委員 >

本会議の委員長報告と同様、委員に配付してほしいという趣旨で全協では発言した。

< 菱田委員 >

委員長は、今日までの一定の議論の経過を報告された。それに若干付け加えて配付すれば十分であると思う。

< 湊委員長 >

もう少しわかりやすく整理して配付することで、正副委員長に一任願いたい。

< 藤本副委員長 >

素案は認められたものとして、その補足資料として配付するのか確認しておきたい。

< 湊委員長 >

素案は認められたものではない。素案をまとめるにあたっての議論の経過を報告し、その内容を配付しようとするものである。

< 並河委員 >

今後のパブコメ等においては、現状維持を含め議会の考え方を示すこととなるのか。

< 湊委員長 >

どちらの案がよいかという示し方ではない。現状に対する素案に関しての意見を求めるものであり、今後の議論によるところである。

それでは、報告書の取り扱いについて正副委員長に一任願いたい。 < 了 >

散会 ~ 12 : 05